

犯罪被害者支援の一層の推進について

犯罪被害者の方々に対する支援につきましては、平素から深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

思いも寄らぬ犯罪等に巻き込まれ、精神的、肉体的あるいは経済的に苦しみ、悩んでおられる被害者の方々や御家族に対しては、まだまだ理解が得られないのが現状であります。

犯罪被害者のための施策につきましては、平成17年に施行された「犯罪被害者等基本法」の中で、犯罪被害の軽減・回復だけでなく、被害者の方々や御家族が再び平穏な生活を取り戻すよう支援することが求められております。

三重県におきましては、皆様方の御尽力によりまして、平成18年に「社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター」が設立され、警察や関係行政機関・団体等と連携した支援活動を展開しております。

被害者の方々の現状や犯罪被害者支援の重要性を広く県民の皆様にご理解いただき、社会全体で被害者を思いやり、被害者を支える機運を醸成することにより、犯罪のない安全で安心な社会が実現されるものと考えております。

貴職におかれましては、被害者の方々が安心感を持って暮らせる社会の実現に向け、当支援センター・警察・行政・関係団体等と一体となって、地域住民の皆様の犯罪被害者支援に対する意識の高揚に、なお一層の御尽力を賜りますとともに、効果的な犯罪被害者支援活動を積極的に推進していただきますようお願いいたします。

平成27年11月

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター

理 事 長 竹 林 武 一